

別記様式第1号の2 (第3条、第51条の8関係)

消防計画作成(変更)届出書
(南海トラフ地震防災対策計画～津波対策)

		年　月　日
消防長(消防署長)(市町村長) 殿		
防火 防災		
管理者		
<u>住 所</u>		
<u>氏 名</u> (印)		
別添のとおり、 防火　管理に係る消防計画を作成(変更)したので届け出ます。 防災		
管理権原者の氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)		
防火対象物 又は の所在地 建築物その他の工作物		
防火対象物 又は の名称 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の名称)		
防火対象物 又は の用途 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の用途)		令別表第1 () 項
その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)		
※ 受付欄		※ 経過欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「防火
防災」 の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

南海トラフ地震防災規程

(消防計画・予防規程)

(目的)

1 この地震防災規程は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、津波からの円滑な避難に関する事項、その他地震防災対策上必要な事項について定め、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(組織)

2 南海トラフ地震が発生した場合における防災に関する業務を行うため、地震防災隊を次のとおり編成し、任務分担により行動する。

担当	職・氏名	
地震防災隊長		
情報収集連絡班	班長	
	班員	
避難誘導班	班長	
	班員	

(隊長等の権限及び任務)

- 3 隊長は、地震防災隊の活動に関する一切の権限をもち、南海トラフ地震が発生し、地震に伴う津波警報等が発表された場合に、次の措置を講ずる。
- (1) 情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせる。
 - (2) 地震の発生を班長に伝達するとともに、建物内の全員に必要な措置について周知する。
 - (3) 避難誘導班に顧客等の避難誘導にあたらせる。
 - (4) 従業員を に集合させ避難させる。
- 2 各班長は、隊長を補佐し、隊長が不在のときは、その職務を代理する。

(情報収集連絡班の任務)

- 4 情報収集連絡班は、次の活動を行う。
- (1) ただちに地震及び津波に関する情報の収集につとめ、隨時隊長に報告する。
 - (2) 地震及び津波に関する情報、及び隊長の指示の内容等、防災上必要な情報を、放送設備等により、顧客、従業員に伝える。
 - (3) あらかじめ、顧客等に対する情報伝達のための放送文等を定めておく。

(避難誘導班の任務)

5 避難誘導班は、次の活動を行う。

- (1) 建物内の避難経路の安全を確認し、津波が回避できる場所までの避難経路を示した地図の掲出など、必要な措置を講ずる。
- (2) 拡声器等で顧客などに、落ち着いて行動するよう呼びかけ、混乱防止に努める。
- (3) 避難の方向等を説明し、隊長の指示により屋外に避難誘導する。

(その他不測の事態)

6 隊長は、南海トラフ地震が発生した以後の状況などから、この地震防災規程どおりに活動することが困難、または適当でないと判断したときは、これによらないことができる。

- (2) 班長は、班がこの地震防災規程どおりに活動することが困難、または適当でないと判断したときは、ただちに隊長にその状況を報告し、必要な指示を受ける。

(訓練)

7 隊長が行う防災訓練は、情報収集・伝達に関する訓練、津波からの避難に関する訓練とし、年1回以上行う。また、地方公共団体及び関係機関が行う訓練には積極的に参加する。

(教育)

8 隊長が従業員等に対して行う教育は、次のとおりとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動、及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

※ 避難場所